

佐賀県告示第四百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十四年四月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 解除予定に係る保安林の所在場所

藤津郡太良町大字多良字多良嶽八三七七の二六

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため